

# 「OCN 光 with フレッツ」利用規約【現改比較表】 2024年4月1日現在

～2024年3月31日

2024年4月1日～

## 第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、[この「OCN 光 with フレッツ利用規約」](#)（料金表を含みます。以下「本規約」といいます。）を定め、本規約を遵守することを条件として、OCN 光 with フレッツ（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、契約者と当社との間における本サービスの利用に係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項はIP通信網サービス契約約款（OCN）の規定に準じて取り扱うものとし、本規約とIP通信網サービス契約約款（OCN）に矛盾が生じた場合は本規約、IP通信網サービス契約約款（OCN）の順で優先することとします。

第3条～第4条 （略）

## 第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、[東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款](#)に規定するIP通信網サービス（メニュー5のうち本規約の料金表 第1表 2-3（OCN 光 with フレッツ対応プラン）に規定するものに限り、以下「フレッツ光等」といいます。）と、当社のIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1及びコース3に係るものに限り、以下「OCN 光 with フレッツ」といいます。）を合わせて契約するOCN 光 with フレッツ利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、契約者と当社との間における本サービスの利用に係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項はIP通信網サービス契約約款（OCN）の規定に準じて取り扱うものとし、本規約とIP通信網サービス契約約款（OCN）に矛盾が生じた場合は本規約、IP通信網サービス契約約款（OCN）の順で優先することとします。

[2 フレッツ光等は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。](#)

第3条～第4条 （略）

～2024年3月31日

2024年4月1日～

(定義)

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
<u>1 本サービス</u>	<u>当社のIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1及びコース3に係るものに限ります。以下本規約において同じとします。）とフレッツ光等をOCN 光 with フレッツとしてあわせて契約するサービス</u>
2～4	(略)
<u>5 フレッツ光等</u>	<u>東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定するIP通信網サービス（メニュー5のうち本規約の料金表 第1表 2-3（OCN 光 with フレッツ対応プラン）に規定するものに限ります。）に係るもの</u>
6～8	(略)

第2章

第6条～第7条 (略)

(申込みの承諾)

第8条 当社は、IP通信網サービス契約約款（OCN）のほか次のいずれかに該当すると判断したときは、申込みを承諾しないことがあります。

(定義)

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
<u>削除</u>	<u>削除</u>
2～4	(略)
<u>削除</u>	<u>削除</u>
6～8	(略)

第2章

第6条～第7条 (略)

(申込みの承諾)

第8条 当社は、IP通信網サービス契約約款（OCN）のほか次のいずれかに該当すると判断したときは、申込みを承諾しないことがあります。

～2024年3月31日	2024年4月1日～
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>2 当社は、申込みの承諾後であっても<u>前項各号に該当することが明らかになった場合は</u>承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。</p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p>(当社が行う契約の解除)</p> <p>第14条 当社が行う契約の解除は、I P通信網サービス契約約款（O C N）の定めのほか、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することがあります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 契約者が当社へ本契約の解除の通知を行うことなく、その契約に係るフレッツ光等契約の解除を行い、その事実を当社が知り得た場合は、本契約を解除します。なお、その契約に係る第2種契約についても、契約を解除する場合があります。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第15条～第16条 (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>2 当社は、申込みの承諾後であっても<u>次のいずれかに該当する場合は</u>、承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。</p> <p><u>(1) 前項各号に該当することが明らかになった場合</u></p> <p><u>(2) 当社が、次の事由により本サービス（タイプ1のプラン17又はタイプ18に係るものに限ります。）にIPv4 over IPv6(IPoE)タイプの提供ができないと判断した場合</u></p> <p><u>ア 当社が行うIPv4 over IPv6(IPoE)タイプの提供に係る内容の確認において、長きに渡り申込みをした者と連絡がとれないとき</u></p> <p>第9条～第13条 (略)</p> <p>(当社が行う契約の解除)</p> <p>第14条 当社が行う契約の解除は、I P通信網サービス契約約款（O C N）の定めのほか、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することがあります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 契約者が当社へ本契約の解除の通知を行うことなく、その契約に係るフレッツ光等契約の解除<u>等</u>を行い、その事実を当社が知り得た場合は、本契約を解除します。なお、その契約に係る第2種契約についても、契約を解除する場合があります。</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第15条～第16条 (略)</p>

～2024年3月31日

2024年4月1日～

(最低利用期間)

第17条 本サービスには、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの最低利用期間の有無にかかわらず適用するものとし、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスに最低利用期間がある場合は、本条の最低利用期間を適用するものとします。

3 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日を含む利用月から起算して2年間とします。

4 契約者は、最低利用期間内に本契約の解除があった場合は、以下の料金を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

ア 料金表 第1表（料金）に規定するタイプ1の場合

違約金 5,000円（不課税）

イ 料金表 第1表（料金）に規定するタイプ2の場合

違約金 8,000円（不課税）

ただし、次の場合はこの限りではありません。

(1) 第13条（契約者が行う契約の解除）の第2項に規定する初期契約解除があったとき

(2) タイプ1からOCN 光「フレッツ」（最低利用期間あり）への変更があったとき

(3) OCN インターネットへ変更したとき

(4) 違約金を請求しないと当社が判断したとき

なお、契約者が(2)の変更を行った場合の最低利用期間は、現在の最低利用期間の起算を引き継ぎます。

第17条 削除

～2024年3月31日

2024年4月1日～

第3章

(料金の支払義務)

第18条 契約者は、当社に対して、料金表 第1表 (料金) に規定する月額料金の支払を要します。

第19条 (略)

(月額料金)

第20条 本サービスの月額料金は、本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスの月額料金とフレッツ光等の月額料金等です。月額料金の適用については、次のとおり  
とします。

(1)～(2) (略)

第4章 (略)

料金表

通則

第3章

(料金の支払義務)

第18条 本サービスの料金の支払い義務は、次のとおりとします。

ア 本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスは、I P通信網サービス契約約款 (O C N) の規定に従うものとします。

イ フレッツ光等は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

第19条 (略)

(月額料金)

第20条 本サービスの月額料金は、次のとおりとします。

(1)～(2) (略)

第4章 (略)

料金表

通則

～2024年3月31日

2024年4月1日～

(料金の計算方法)

1 当社は、以下の場合を除き、第2種契約及びフレッツ光等契約の規定に基づき料金を計算することとします。

(1) 本サービスの提供を開始した日（本サービスのプランの変更又は第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更があった場合は、その変更の承諾日）を含む料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。）について、当社が提供する本サービスの態様に応じて第1表 2-1（定額利用料）及び第1表 2-2（加算額）に規定する本契約に係る定額利用料等の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。

A 第13条（契約者が行う本契約の解除）の第2項に規定する初期契約解除があった場合

(料金の計算方法)

1 料金の計算方法は次のとおりとします。

(1) 料金表 第1表（料金）に規定するタイプ1の地域合算請求タイプ及びタイプ2の場合

ア 本サービスに係る第2種オープンコンピュータ通信網サービスは、I P通信網サービス契約約款（OCN）の規定に従うものとします。

イ フレッツ光等は、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

(2) 料金表 第1表（料金）に規定するタイプ1のOCN一括請求タイプの場合

ア 本サービスの提供を開始した日（本サービスのプランの変更又は第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目若しくは区分の変更があった場合は、その変更の承諾日）を含む料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の翌料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月に含まれる場合は、1か月間とします。）について、当社が提供する本サービスの態様に応じて第1表 2-1（定額利用料）及び第1表 2-2（加算額）に規定する本契約に係る定額利用料等の支払いを要します。ただし、次の場合はこの限りではありません。

A 第13条（契約者が行う本契約の解除）の第2項に規定する初期契約解除があった場合

～2024年3月31日

2024年4月1日～

イ 料金表に別段の定めがある場合

(2) 本契約の解除があった日を含む料金月の料金（第1表 2-2-1（タイプ1のOCN一括請求タイプに係るもの）に規定する東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額の一部料金を除きます）は日割りしません。

2～4 （略）

第1表 料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり機能の態様による細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当社は、タイプ1からタイプ2又はタイプ2からタイプ1への区分の変更の申込みがあったとしても、この申込みを承諾しません。</p>	区 分	内 容	(略)	(略)
区 分	内 容				
(略)	(略)				

B 料金表に別段の定めがある場合

イ 本契約の解除があった日を含む料金月の料金（第1表 2-2-1（タイプ1のOCN一括請求タイプに係るもの）に規定する東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のフレッツ光等の利用料相当額の一部料金を除きます）は日割りしません。

2～4 （略）

第1表 料金

1 適用

区 分	内 容				
(1) 細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり機能の態様による細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当社は、タイプ1からタイプ2又はタイプ2からタイプ1（<u>プラン 17 又はプラン 18 に係るものを除きます。</u>）への区分の変更の申込みがあったとしても、この申込みを承諾しません。</p>	区 分	内 容	(略)	(略)
区 分	内 容				
(略)	(略)				

～2024年3月31日	2024年4月1日～
-------------	------------

	<p>3 契約者（タイプ2に係る者に限ります。）は、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8に係るものを除きます。）への細目又は区分の変更の請求を行うことはできません。</p>		<p>3 契約者（タイプ2に係る者に限ります。）は、<a href="#">IP通信網サービス契約約款（OCN）に規定する</a>第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8に係るものを除きます。）への細目又は区分の変更の請求を行うことはできません。</p>														
(2) タイプ1の区分に係る料金の適用	<p>ア タイプ1には、次の区分があります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">プラン</th> <th style="text-align: center;">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プラン1～16</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	プラン	区分	プラン1～16	(略)	(2) タイプ1の区分に係る料金の適用	<p>ア タイプ1には、次の区分があります。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">プラン</th> <th style="text-align: center;">区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">プラン1～16</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><a href="#">プラン17</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">OCN 光 with フレッツ クロス・東日本</a></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><a href="#">プラン18</a></td> <td style="text-align: center;"><a href="#">OCN 光 with フレッツ クロス・西日本</a></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><a href="#">備考</a></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	プラン	区分	プラン1～16	(略)	<a href="#">プラン17</a>	<a href="#">OCN 光 with フレッツ クロス・東日本</a>	<a href="#">プラン18</a>	<a href="#">OCN 光 with フレッツ クロス・西日本</a>	<a href="#">備考</a>	
プラン	区分																
プラン1～16	(略)																
プラン	区分																
プラン1～16	(略)																
<a href="#">プラン17</a>	<a href="#">OCN 光 with フレッツ クロス・東日本</a>																
<a href="#">プラン18</a>	<a href="#">OCN 光 with フレッツ クロス・西日本</a>																
<a href="#">備考</a>																	



~2024年3月31日	2024年4月1日~
-------------	------------

			<p><u>1 契約者（コース2又はIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定するタイプ3のコース3に係る者に限ります。）がプラン17又はプラン18への変更を請求したとき、当社は、コース2又はIP通信網サービス契約約款（OCN）に規定するタイプ3のコース3に係る機能を継続し、プラン17又はプラン18に係る定額利用料に700円（770円）（月額）を加算して適用します。</u></p>						
	イ（略）		イ（略）						
(3)	(略)	(3)	(略)						
(4) <u>定期利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</u>	<p><u>ア 契約者（OCN一括請求タイプの者を除きます。以下この欄において同じとします。）から定期利用の申出があった場合には、2-1（定額利用料）に規定する定額利用料から同表に規定する額を減額して適用します。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>区 分</u></th> <th style="text-align: center;"><u>定額利用料の減額（月額）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15</u></td> <td style="text-align: center;"><u>100円（110円）</u></td> </tr> <tr> <td><u>タイプ2のプラン1、プラン5及びプラン9</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<u>区 分</u>	<u>定額利用料の減額（月額）</u>	<u>タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15</u>	<u>100円（110円）</u>	<u>タイプ2のプラン1、プラン5及びプラン9</u>		(4)	<u>削除</u>
<u>区 分</u>	<u>定額利用料の減額（月額）</u>								
<u>タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15</u>	<u>100円（110円）</u>								
<u>タイプ2のプラン1、プラン5及びプラン9</u>									

～2024年3月31日

2024年4月1日～

タイプ1のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11、プラン12、プラン14及びプラン16	50円 (55円)
タイプ2のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11及びプラン12	

イ 定期利用期間は、本サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。ただし、契約者から定期利用の申出があった場合は、定期利用の申込をした日を含む料金月の翌料金月から24料金月ごととします。

ウ 契約者は、定期利用期間満了の翌月および翌々月以外の定期利用の解除、定期利用期間に係る本サービスの解除があったときは、次の場合を除き、当社が定める期日までに違約金として同表に規定する額を支払っていただきます。

- (1) 第13条（契約者が行う契約の解除）の第2項に規定する初期契約解除があったとき
- (2) 同一タイプ内でプランを変更したとき
- (3) OCNインターネットへ変更したとき

～2024年3月31日

2024年4月1日～

- (4) [OCN 光 「フレッツ」 又はOCN 光への変更とあわせて「2年割」 又は「2年自動型割引」 を契約したとき](#)
- (5) [違約金を請求しないと当社が判断したとき](#)

<u>区分</u>	<u>違約金 (不課税)</u>
<a href="#">タイプ1のプラン1、プラン5、プラン9、プラン13及びプラン15</a>	<u>2,400円</u>
<a href="#">タイプ2のプラン1、プラン5及びプラン9</a>	
<a href="#">タイプ1のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11、プラン12、プラン14及びプラン16</a>	<u>1,200円</u>
<a href="#">タイプ2のプラン2、プラン3、プラン4、プラン6、プラン7、プラン8、プラン10、プラン11及びプラン12</a>	

2 月額料金

2-1 定額利用料

(1) タイプ1のもの

2 月額料金

2-1 定額利用料

(1) タイプ1のもの

～2024年3月31日

2024年4月1日～

1 契約ごとに月額

1 契約ごとに月額

プラン	料金額
プラン1～プラン16	(略)

プラン	料金額
プラン1～プラン16	(略)
<a href="#">プラン17</a>	<a href="#">1,800円(1,980円)</a>
<a href="#">プラン18</a>	<a href="#">1,800円(1,980円)</a>

(2) (略)

(2) (略)

2-2 (略)

2-2 (略)

2-3 OCN 光 with フレッツ対応プラン

2-3 OCN 光 with フレッツ対応プラン

各プランは、次表のとおり第2種契約はIP通信網サービス契約約款（OCN）、フレッツ光等契約は東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する品目に対応します。

各プランは、次表のとおり第2種契約はIP通信網サービス契約約款（OCN）、フレッツ光等契約は東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款に規定する品目に対応します。

(1) タイプ1のもの

(1) タイプ1のもの

プラン	第2種契約	フレッツ光等契約	
		東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
プラン1	タイプ3のコース 1のメニュー <u>2</u> の プラン1のもの	(略)	(略)
プラン2	タイプ3のコース 1のメニュー <u>2</u> の プラン2のもの	(略)	(略)

プラン	第2種契約	フレッツ光等契約	
		東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
プラン1	タイプ3のコース 1のメニュー <u>1</u> の プラン1のもの	(略)	(略)
プラン2	タイプ3のコース 1のメニュー <u>1</u> の プラン2のもの	(略)	(略)

~2024年3月31日				2024年4月1日~			
プラン3	タイプ3のコース 1のメニュー <u>2</u> の プラン2のもの	(略)	(略)	プラン 3	タイプ3のコース 1のメニュー <u>1</u> の プラン2のもの	(略)	(略)
プラン4	タイプ3のコース 1のメニュー <u>2</u> の プラン2のもの	(略)	(略)	プラン 4	タイプ3のコース 1のメニュー <u>1</u> の プラン2のもの	(略)	(略)
プラン5	タイプ3のコース 1のメニュー <u>2</u> の プラン1のもの	(略)	(略)	プラン 5	タイプ3のコース 1のメニュー <u>1</u> の プラン1のものあ り	(略)	(略)
プラン6	タイプ3のコース 1のメニュー <u>2</u> の プラン2のもの	(略)	(略)	プラン 6	タイプ3のコース 1のメニュー <u>1</u> の プラン2のもの	(略)	(略)
プラン7	タイプ3のコース 1のメニュー <u>2</u> の プラン2のもの	(略)	(略)	プラン 7	タイプ3のコース 1のメニュー <u>1</u> の プラン2のもの	(略)	(略)
プラン8	タイプ3のコース 1のメニュー <u>2</u> の プラン2のもの	(略)	(略)	プラン 8	タイプ3のコース 1のメニュー <u>1</u> の プラン2のもの	(略)	(略)

～2024年3月31日	2024年4月1日～
-------------	------------

プラン 9～16	(略)	(略)	(略)
-------------	-----	-----	-----

プラン 9～16	(略) 品目	(略)	(略)
<u>プラン 17</u>	<u>タイプ3のコース 1のメニュー1の プラン8のもの</u>	<u>a メニュー5-1のII- 1型の10Gb/s 品目の プラン3のプラン3- 1のもの</u> <u>b メニュー5-2のII- 1型の10Gb/s 品目の もの</u>	
<u>プラン 18</u>	<u>タイプ3のコース 1のメニュー1の プラン8のもの</u>		<u>a メニュー5-1の 10Gb/s 品目のもの</u> <u>b メニュー5-2の 10Gb/s 品目のもの</u>

(2) タイプ2のもの

(2) (略)

プラン	第2種契約	フレッツ光等契約	
		東日本電信電話株式会 社	西日本電信電話株式会 社
プラン1～ 8	(略)	(略)	(略)

プラン	第2種契約	フレッツ光等契約	
		東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
プラン 1～8	(略)	(略)	(略)

~2024年3月31日	2024年4月1日~
-------------	------------

プラン9	タイプ3のコース <u>1</u> のメニュー1の プラン3のもの	(略)	(略)
プラン10	タイプ3のコース <u>1</u> のメニュー1の プラン4のもの	(略)	(略)
プラン11	タイプ3のコース <u>1</u> のメニュー1の プラン4のもの	(略)	(略)
プラン12	タイプ3のコース <u>1</u> のメニュー1の プラン4のもの	(略)	(略)

プラン9	タイプ3のコース <u>3</u> のメニュー1の プラン3のもの	(略)	(略)
プラン10	タイプ3のコース <u>3</u> のメニュー1の プラン4のもの	(略)	(略)
プラン11	タイプ3のコース <u>3</u> のメニュー1の プラン4のもの	(略)	(略)
プラン12	タイプ3のコース <u>3</u> のメニュー1の プラン4のもの	(略)	(略)

附 則 (令和6年3月22日 OCN第010803号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年4月1日から実施します。

(経過措置)

～2024年3月31日

2024年4月1日～

2 当社は、OCN 光 with フレッツ クロス契約に係る申込みを、令和6年4月1日から当社が別に定める日までの間に当社が承諾し、その利用が開始された場合は、OCN 光 with フレッツ クロスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算した12料金月について、料金表第1表（料金）2（月額料金）2-1（定額利用料）に規定する料金額から同表に規定する額を減額して適用します。

<u>区分</u>	<u>料金額の減額（月額）</u>
<u>タイプ1のプラン17、プラン18</u>	<u>1,150円（1,265円）</u>

（注）過去に本料金額の減額を受けたことがある場合は減額の対象外となる場合があります。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。